

# 長岡市・寺泊町 合併協議会だより



## 第2号

発行：長岡市・寺泊町合併協議会 編集：長岡市・寺泊町合併協議会事務局

# 合併日は平成18年1月1日に決定しました

1月31日に、長岡市役所において、第2回長岡市・寺泊町合併協議会（以下「協議会」という。）を開催しました。

報告事項として、新市建設計画策定小委員会から「寺泊地域の活動方針・展開」長岡市・寺泊町 新市建設計画（案）」が報告されました。

また、協議事項では、「合併の期日」を平成18年1月1日とすることが承認されました。



### 報告事項

報告第8号

第1回、第3回新市建設計画策定小委員会報告

鯉江康正小委員会副委員長から、小委員会での審議の状況について次のような報告がありました。

協議会で付託を受けて、委員の方々と新市建設計画策定の小委員会を3回にわたり開催し検討を重ねてまいりました。

第1回は、平成16年1月11日に長岡市役所において開催し、小委員会の役割や建設計画の策定方針などについて確認し、合併後のまちづくりについて意見交換をしました。その後、1月24日、28日と審議を重ね、各委員と意見交換を行いながら、寺泊地域の資源や強みと新市地域らしさ価値を高める施策を整理しながらまとめてきました。

本日、寺泊地域の整備活動方針と新市の地域らしさ価値を高める行動計画として、新市建設計画の案を報告させていただきましたが、今後は県との協議を経て、3月上旬に最終的なまとめを行う予定です。

長岡市・寺泊町の合併協議の経過

1月11日	第1回合併協議会開催 第1回新市建設計画策定小委員会開催
1月24日	第2回 "
1月28日	第3回 "
1月31日	第2回合併協議会開催

### 協議事項

議案第23号

合併の期日

次のとおり承認されました。

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

平成17年度中に合併する方針が第1回協議会で確認されていましたが、今回、合併日に住民サービスの低下を招かないという考えに基づいて合併日が提案され、承認されました。

現在ほとんどの業務がコンピュータ化されていることから、電算データの移行、システムの統合に要する程度の期間が必要なこと、統合したシステムの運用が間違いなく行えるかの確認を確実に終わらせる必要があることから、合併日の前後に休日のある1月1日とされました。

議案第24号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

次のとおり承認されました。

1 編入される寺泊町の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。



第3回新市建設計画策定小委員会（長岡市役所）

- 2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
    - 編入される寺泊町の農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り、引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
  - この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される寺泊町の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
  - 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。
  - 合併後最初に行われる一般選挙からは、長岡市農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、寺泊町の現在の行政区域を区域とする選挙区を設置するものとする。
- 合併により統合される農業委員会の選挙による委員数は、長岡市の選挙による委員の任期である平成20年7月19日までは、長岡市の委員40人に寺泊町の選挙による委員の互選による4人を加えた44人となります。
- なお、平成20年7月20日以降は、長岡市全体の選挙による委員は40人となります。
- 議案第25号  
 使用料・手数料等の取扱い  
 次のとおり承認されました。
- 施設使用料については、原則として現行どおりとする。ただし、同一又は類似する施設使用料については、施設の規模、実態等を考慮し、可能な限り統一を図るものとする。
  - 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
  - 手数料については、長岡市の制度に統一する。ただし、船員法の規定に基づく手数料については、寺泊町の制度に統一する。
  - 協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する

施設使用料名	長岡市	寺泊町
老人福祉施設使用料	長岡ロングライフセンター	寺泊町老人憩いの家「夕映荘」
その他福祉施設使用料	(越路町、山古志村、小国町に類似施設あり)	いきいきデイサービス「ふれあいの場」 「ふれあいプラザ」 「おこづつ」
プール使用料	悠久山屋内温水プール 悠久山プール(屋外)	寺泊町民プール 小川町プール
テニス場使用料	希望ヶ丘テニス場 東山テニス場	寺泊町営テニスコート
野球場使用料	悠久山野球場	寺泊町営野球場
陸上競技場使用料	長岡市営陸上競技場	寺泊町営陸上競技場

(3) 長岡市の制度を基に統一するもの。(19年度までは現行どおりとする。)

施設使用料名	長岡市	寺泊町
小中学校施設使用料(目的外使用)	長岡市立小・中学校	寺泊町立小・中学校

(2) 長岡市の制度を基に統一するもの。(合併年度は現行どおりとする。)

施設使用料名	長岡市	寺泊町
郷土資料館入館料	長岡市郷土資料館	寺泊町民俗資料館
多目的ホール等使用料		寺泊町文化センター「はまなす」
水族博物館使用料		寺泊町立水族博物館

(1) 現行どおりとするもの。

使用料・手数料等については、除くものとする。

表1 主な手数料(長岡市の制度に統一)

分科会	手数料名	長岡市	寺泊町
税務・収納	<公租公課に関する証明書> 所得証明、非課税証明など	1件につき 250円	1枚につき 300円
	<資産に関する証明書> 評価証明、公課証明、名寄帳など	1枚につき 250円	1件につき 300円
住民・国保・年金	<戸籍・住民基本台帳関係>		
	戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)	1通につき 450円	同左
	戸籍の個人・一部事項証明書(戸籍抄本)	1通につき 450円	同左
	戸籍届書受理証明書・戸籍の届出記載事項証明書	1通につき 350円	同左
	住民票の写し(世帯全員・個人)	1通につき 250円	1枚につき 300円
	住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1件につき 300円
	印鑑登録	1件につき 200円	1件につき 300円
農林	<農地関係>		
	現況確認を伴う農地に関する証明書の交付	1通につき 700円	無料
	現況確認を伴わない農地に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料
	農業経営等に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料
	農地法による申請書の受理等に関する証明書の交付	1通につき 250円	無料

施設使用料名	長岡市	寺泊町
公民館使用料	長岡市中央公民館	寺泊町公民館、大河津公民館
農村環境改善センター使用料	(中之島町、三島町、小国町に類似施設あり)	寺泊町農村環境改善センター
青少年の家使用料	(小国町に類似施設あり)	寺泊町青少年研修センター

(4) 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整するもの。

施設使用料名	長岡市	寺泊町
その他運動施設使用料	信濃川河川公園(野球場) スポーツ広場(野球場)ほか	大河津地区運動広場 郷本地区運動広場 北曹根、海浜公園屋外ゲートボール場 大河津室内ゲートボール場

行政財産使用料及び占用料  
 (1) 長岡市の制度に統一する。(合併年度は現行どおりとする。)

行政財産目的外使用料、法定外公共物使用料・採取料、公園占用料等、道路占用料、準用河川流水占用料等、下水道敷占用料及び農業集落排水施設占用料が該当します。

議案第26号  
 公共的団体等の取扱い  
 合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努める。

(1) 両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

議案第27号  
町名・字名の取扱い  
次のとおり承認されました。

- 1 長岡市においては、現行どおりとする。
- 2 寺泊町においては、「大字」の表記を削除し、「寺泊」をつける。ただし、大字寺泊は、「大字」の表記を削除するのみとする。

町(字)の名称の具体例  
長岡市 現行どおり  
寺泊町 寺泊町大字川崎 → 長岡市寺泊川崎

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 両市町同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。
- (2) 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 両市町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
- (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。

議案第28号  
各種団体への補助金・交付金の取扱い  
合併後の調整方針が次のとおり承認されました。

各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、次のとおり調整を図るものとする。

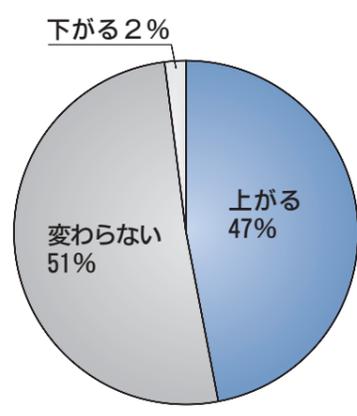
ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する補助金・交付金については、除くものとする。

- (1) 両市町同一又は同種の団体に対する補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一する方向で調整する。

議案第29号  
各種事務事業の取扱い  
原案のとおり承認されました。(表2参照)

- (2) 両市町独自の団体に対する補助金については、新市全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合又は廃止する方向で調整する。

調整方針に基づく合併後のサービス水準の変化



合併後の行政サービス

各種事務事業の項目から住民生活に関わりのある358項目について、合併後の行政サービス水準と現在の寺泊町の行政サービス水準を比較しました。その結果、上がるものが47%、変わらないものが51%、下がるものが2%となり、行政サービス水準は全体として向上するという結果が得られました。

協議項目数...358

協議会及び小委員会の議案等は、協議会ホームページまたは長岡市役所内合併協議会事務局及び寺泊町役場総務課の閲覧資料をご覧ください。

表2 各種事務事業の取扱い一覧表(主要事業を抜粋)

□福祉・保健・医療分科会(児童福祉)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
1	私立認可保育所施設整備費補助金	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
2	ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動)	"	"
3	子育て支援施設の設置	"	"
4	家庭児童相談室	"	"
5	乳幼児発達支援	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
6	保育料(認可保育所保育料)	"	平成19年度から、長岡地域合併協議会を構成する6市町村の平均保育料の水準に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとし、平成18年度に調整する。なお、所得階層区分は平成18年度に統一する。
7	保育士配置基準	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
8	通園バス	"	"
9	児童手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
10	延長保育(特別保育)	"	現行どおりとする。ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。
11	休日保育(特別保育)	"	"
12	病後児保育(特別保育)	"	"
13	障害児保育(特別保育)	"	"
14	乳児保育促進事業(特別保育)	"	"
15	未満児保育(特別保育)	"	"
16	一時保育(特別保育)	"	"
17	地域子育て支援センター(特別保育)	"	"
18	地域活動事業(特別保育)	"	"
19	へき地保育園	"	現行どおりとする。ただし、使用料については、平成18年度から長岡市の制度を基に統一する。

□福祉・保健・医療分科会(医療費助成)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
22	妊産婦の医療費助成	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
23	ひとり親家庭等の医療費助成	"	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、寺泊町の制度に統一する。
24	乳幼児の医療費助成	"	越路町、山古志村、小国町、寺泊町の制度に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。
25	精神障害者の医療費助成	"	長岡市、越路町の制度を基に統一する。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により対象除外となる人は、平成18年3月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
26	重度心身障害者の医療費助成	"	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村、寺泊町の制度に統一する。
27	老人の医療費助成	"	中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。
28	老人保健医療費適正化事業	"	長岡市の制度に統一する。
29	老人保健法による医療制度(国制度)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。

□福祉・保健・医療分科会(障害者福祉)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
30	障害者生活支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
31	手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業	"	"
32	点字・声の広報等発行事業	"	"
33	心身障害者スポーツ振興事業	"	"
34	補装具の交付・修理、自己負担の補助	"	"
35	日常生活用具の給付、自己負担の補助	"	"
36	養護学校放課後サポート事業	"	"
37	知的障害者ふれあいの広場事業	"	"
38	福祉タクシー	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
39	自動車燃料費の助成	"	"
40	手話奉仕員養成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
41	重度身体障害者移動支援事業	"	"
42	障害者スポーツ教室開催事業	"	"
43	福祉バス運行事業	"	"
44	心身障害者福祉ハンドブックの作成	"	"
45	障害者住宅設備の改善	"	"
51	特別児童扶養手当	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
52	障害児福祉手当	"	"
53	特別障害者手当	"	"
54	福祉手当(経過措置)	"	"
55	更生医療の給付	"	"
56	移動入浴サービス	"	"
57	心身障害者扶養共済	"	県の制度であり、調整不要。
58	在宅重度重複障害者介護見舞金	"	"
60	自動車改造助成事業	"	"
61	自動車運転免許取得費の助成	"	"
62	公共料金の割引	"	県・他団体で実施するものであり、調整不要。
63	福祉電話使用料の助成(電話貸与)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

□福祉・保健・医療分科会(障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
68	ガイドヘルプサービス(支援費)	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
69	心身障害者訪問相談員の派遣	"	"
70	進行性筋萎縮症の医療給付	"	"
71	身体障害者施設入所(支援費)	"	"
72	知的障害者施設入所(支援費)	"	"

□福祉・保健・医療分科会(障害者福祉支援費、母子福祉、生活保護)(つづき)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
73	身体障害者ショートステイ(支援費)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
74	知的障害者ショートステイ(支援費)	"	"
75	障害児ショートステイ(支援費)	"	"
76	身体障害者デイサービス(支援費・相互利用)	"	"
77	知的障害者デイサービス(支援費)	"	"
78	ホームヘルプサービス(支援費)	"	"
80	婦人相談室	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
81	母子福祉資金の貸付相談	現行どおり	県の制度であり、調整不要。
82	児童扶養手当	"	国の制度であり、調整不要。
85	生活保護法による保護	合併時に統一	国の水準に統一する。
86	応急保護	現行どおり	現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会(介護保険)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
87	介護保険料滞納者に対する保険給付の制限等	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
88	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	合併後に統一	長岡市の計画に統一する。ただし、平成17年度までの第2期計画は、両市町の計画の集合をもって新市の事業計画として取扱うものとする。
89	認定調査	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
90	介護保険料	合併後に統一	新たな介護保険料額を定め、平成18年度から統一する。
91	介護保険料の算定・納期等	"	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
92	介護保険料の減免(法定減免)	"	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
93	介護保険料の減免(法定外減免)	"	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
94	特別な事情による利用料の減免(法定減免)	"	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会(要介護認定者に対する高齢者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
97	介護支援専門員等支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
98	住宅改修費の助成(高齢者分)	"	県の基準に統一する。
99	ナイトデイサービス支援事業	"	長岡市の制度に統一する。
100	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業	"	"
101	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	"	"
102	生活困窮者利用者負担軽減事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
103	介護相談員派遣事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
104	リフォームヘルパーの派遣	"	"
105	家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)	"	中之島町の制度を基に統一する。
106	在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
107	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	"	"
108	訪問介護利用者支援事業	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
110	家族介護慰労事業	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は家族介護見舞金支給制度のなかで対応を図るものとする。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会(高齢者福祉と同種の障害者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
112	住宅改修費の助成(障害者分)	合併時に統一	県の基準に統一する。
113	紙おむつ支給事業(障害者分)	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
114	家族介護見舞金支給事業(障害者分)	"	"

□福祉・保健・医療分科会(介護認定を要しない高齢者福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
115	はり・きゅう・マッサージ割引券の支給	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
116	日常生活用具の給付・貸与	"	"
117	福祉電話の貸与	"	"
118	要介護老人家庭援助事業	"	"
119	高齢者住宅等生活援助員派遣	"	"
120	自立支援ホームヘルプサービス	"	長岡市の制度を基に統一する。
121	養護老人ホーム短期入所事業	"	"
122	寝具乾燥サービス	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
123	生きがい対応型デイサービス	"	新制度を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
124	在宅介護支援センター事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、在宅介護支援センターの委託化については、第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において検討するものとする。
125	緊急通報システム	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
126	配食サービス事業	"	"
127	養護老人ホーム(措置)	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
128	老人保護措置事業(やむを得ない事由による措置)	"	"
133	軽度生活援助事業	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は高齢者が在宅支援施策の充実に努めるものとする。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。

□福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
135	精神障害者ホームヘルプサービス事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
136	精神障害者デイサービス事業	"	"
137	難病患者の在宅生活支援	"	"
138	精神障害者交通費の助成	"	長岡市の制度を基に統一する。
140	精神障害者短期入所事業	現行どおり	県の制度であり、調整不要。

□福祉・保健・医療分科会(保健)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
144	予防接種	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
145	妊婦健診	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
146	乳児健康相談	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
147	不妊治療費助成事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
148	乳幼児健診	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
149	妊産婦・新生児訪問	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
150	乳幼児歯科保健(フッ素塗布)	"	新制度を創設し統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
151	がん検診	"	前立腺がんについては越路町の制度を基にし、その他は長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
152	歯周疾患検診	"	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
153	骨粗しょう症検診	"	"
154	基本健康診査	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
155	総合健康診査(基本健診、がん検診、胸部レントゲン)	"	"
156	訪問指導	"	"
157	健康相談	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
158	健康教育	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
159	人間ドック等の補助	合併後に廃止	廃止する。なお、廃止後は基本健康診査、がん検診、胸部レントゲン検査をセットで受診できる総合健康診査へ移行するものとする。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
160	診療所	現行どおり	現行どおりとする。なお、使用料・手数料は、小国町の制度を基に新基準を創設し統一する。
161	介護予防事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
162	健康づくり推進事業	"	"

□福祉・保健・医療分科会(その他社会福祉施策)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
163	成年後見制度利用支援事業	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
164	要介護世帯除雪費助成事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
165	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護	現行どおり	国の制度であり、調整不要。
166	社会福祉施設建設費補助	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
171	老人福祉センター・老人憩の家管理運営	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
172	その他福祉施設管理運営	"	"
173	心配ごと相談	"	"
175	高額療養費資金貸付	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等の活用を図るものとする。

□防災・防犯・交通分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
176	自主防災組織の結成支援事業	合併時に統一	新制度を創設し統一する。
177	地域防災計画策定	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成18年度までは現行どおりとする。なお、統一までの間は、これまでの両市町の計画を活用しながら、新市の防災に努めるものとする。
178	備蓄物資整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
179	防犯灯設置事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3か年度から5か年度程度は現行どおりとする。
180	防犯灯等電気料負担	"	"
182	交通指導員の体制	"	新制度を創設し統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
183	地区交通安全団体補助事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
184	交通遺児支援事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

□消防分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
185	消防団	合併後に統一	消防団の組織は、現行のまま、それぞれの消防団とするが、意志統一、融合がはかられた段階で統合する。消防団員の報酬年額及び出勤費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。ただし、経過措置を設け、段階的に調整して統一するものとする。消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。

□住民・国保・年金分科会(市民サービス、国民健康保険)

項番	各種事務事業	分類	調整方針
186	消費生活の相談・情報提供	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
189	霊きゅう車運行事業	合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は民間事業を活用する。
190	国民健康保険料(税)	合併後に統一	賦課方式は長岡市の制度に統一し、不均一賦課を行った後、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
191	国民健康保険料の納期	"	新基準を創設し統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
192	国民健康保険証	合併時に統一	長岡市、中之島町、越路町、三島町、小国町の制度に統一する。
193	国民健康保険の給付	"	長岡市の制度に統一する。

□環境分科会

項番	各種事務事業	分類	調整方針
194	ごみステーション設置補助事業	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
195	生ごみ処理機器設置補助事業	"	"
196	資源回収奨励事業	"	"
197	ごみの分別収集	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
198	家庭ごみ処理手数料	"	"
199	事業ごみ処理手数料	"	新たな料金に統一する。ただし、平成19年度までは現行どおりとする。
200	し尿汲取り手数料	"	"

□水道・ガス分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 201-203.

□学校教育分科会(学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備)(つづき)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 267-268.

□学校教育分科会(幼児教育の振興、個性を生かす教育の推進、保健衛生の確保)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 206-226.

□生涯学習・公民館・文化施設分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 269-271.

□青少年健全育成分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 272-275.

□スポーツ・体育施設分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 276-288.

□学校教育分科会(学校給食の充実、保護者負担の軽減等、特殊教育の推進)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 227-242.

□商工・労働分科会(金融対策、商業振興)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 290-311.

□学校教育分科会(学校運営支援、生徒指導の充実、高校・高等教育の充実、教育環境の整備)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 244-266.

□商工・労働分科会(勤労者対策)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 314-319.

□商工・労働分科会(工業振興)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 322-338.

□商工・労働分科会(企業誘致)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Row 343: 税の免除・助成金, 当分の間現行どおり, 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

□観光分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 350-354: 四季のまつり, 観光宣伝(観光パンフレット等), 観光宣伝(広告媒体), 観光施設の管理運営.

□農林分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 355-376: 新たな担い手への支援対策事業, 農業機械・施設導入に対する国県補助事業への市町村上乗せ補助, 園芸振興, 松くい虫・有害鳥獣等駆除事業, 土地改良事業の申請団体・負担団体, 農村生活環境整備, 認定農業者への支援対策事業, 農業関係制度資金利子補給, 地域農業の活性化, 稲作振興(特別栽培農産物認証事業), 水産振興, 農道・用排水路等の施設の維持管理, 造林・保育事業, 土地改良事業補助金(国県補助事業の市町村上乗せ補助), 農業機械・施設導入に対する市町村単独補助(農業生産組織育成), 都市農村交流(農業農村理解)の促進, 土地改良事業補助金(市町村単独), 災害復旧事業(農地・林地), 土づくり促進事業, 林道等維持管理, 畜産振興, 生産調整.

□都市計画分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 378-382: バリアフリー化整備事業補助, 都市景観の形成, バス待合所設置事業補助, 土地区画整理事業助成制度, 生活路線バス.

□建築住宅分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 383-396: 市町村営住宅(家賃), 市町村営住宅(敷金), 市町村営・県営住宅(入居者の資格), 市町村営・県営住宅(入居者の選考方法), 市町村営住宅(家賃の減免方法等), 市町村営住宅(駐車場使用料), 改良・単独住宅(家賃), 改良・単独住宅(敷金), 改良・単独住宅(入居者の資格), 改良・単独住宅(入居者の選考方法).

右上段へ続く

□建築住宅分科会(つづき)

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 397-402: 改良・単独住宅(家賃の減免方法等), 改良・単独住宅(駐車場使用料), 公営住宅等維持管理費用の負担区分, 勤労者住宅建設資金融資制度, かけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金, 住宅建設助成制度.

□道路・河川分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 407-413: 市町村道の認定基準, 道路の維持管理, 放置自転車対策事業, 道路除雪の出動基準等, 歩道除雪の出動基準等, 小型除雪機械の無償貸与, 消雪パイプに係る施策.

□下水道分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 414-419: 下水道使用料(農業集落排水事業を含む), 下水道受益者負担金の額, 下水道受益者負担金の規定, 処理区域外の下水排除制度(工事負担金)(農業集落排水事業を含む), 処理区域外の下水排除制度(公共汚水ます)(農業集落排水事業を含む), 水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む).

□広報分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 421-422: 首長への手紙, 広報紙の発行.

□例規分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 423-430: 非核平和の推進, 公募の賞, 情報公開制度, 審議会等の議事録公表制度, 個人情報保護制度, 海外高校留学奨学金の支給, 育英奨学金の貸し付け, 市町村表彰.

□企画・総合計画分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 431-437: 市民活動の推進, 男女共同参画推進事業, 親はじめ支援事業(ブックスター), 小中学校への外国人留学生派遣事業, 国際交流センターの運営, 英文広報紙の作成, 国際親善名誉市民.

□情報分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Rows 439-440: 行政事務の電算システム, ネットワーク環境.

□契約分科会

Table with 4 columns: 項番, 各種事務事業, 分類, 調整方針. Row 441: 建設工事の発注基準等.

長岡市・寺泊町合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内
電話 (0258)39-2260・(0258)39-2227(直通)
FAX (0258)39-2254
ホームページアドレス
http://www.nagaoka-gappei.jp/nagaoka-teradomari
Eメールアドレス
office3@nagaoka-gappei.jp

みなさんの声をお寄せください

合併に対するご意見・ご質問をお待ちしています。協議会のホームページのほか、手紙、電話、FAXなどでお気軽にお寄せください。

次回の協議会についてのお知らせ

次回の協議会開催日は未定です。開催日が決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。



古紙配合率100%再生紙を使用しています



大豆インクを使用しています